



3 住宅困窮事情（該当する申込事由に☑してください。）

- |  |
|--|
| (1) <input type="checkbox"/> 住宅以外の建物又は場所に居住若しくは、保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。<br>(2) <input type="checkbox"/> 他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため親族と同居できない。<br>(3) <input type="checkbox"/> 住宅の規模、間借り、世帯構成から同居生活に不相当である。（ <input type="checkbox"/> m <sup>2</sup> 、 <input type="checkbox"/> ）<br>(4) <input type="checkbox"/> 正当な事由による立退要求を受けている。（書面・口頭、理由 <input type="checkbox"/> ）<br>(5) <input type="checkbox"/> 遠距離の通勤をしている。（片道所要時間 <input type="checkbox"/> 時間 分、距離 <input type="checkbox"/> km）<br>(6) <input type="checkbox"/> 収入に比して家賃が過大である。（現在家賃 月額 <input type="checkbox"/> 円）<br>(7) <input type="checkbox"/> 婚約中であるが結婚後の住宅がない。<br>(8) <input type="checkbox"/> その他 |
|--|

4 特約事項

- (1) 入居選抜後は、期限までに入居に必要な書類を提出します。  
期限までに提出できないときは、入居選抜を取り消されても異議を申しません。
- (2) 入居後は、家賃を口座振替の方法により毎月指定の日までに支払います。
- (3) 退去時には入居時と同程度に補修・清掃のうえ住宅を返還します。
- (4) 退去するときは30日前までに届け出ます。
- (5) 退去するときは入居の期間にかかわらず、襖・障子の張り替え、畳の裏返し又は表替え、敷地の草取りをしたうえで住宅を返還します。
- (6) 家賃は補修確認の属する月分まで支払います。
- (7) ペット（犬、猫等）の飼育は絶対にしません。
- (8) 公営住宅法、その他関係法令、北上市営住宅条例等の規定に従います。

添付書類 ※

- 住民票（入居予定者全員分）
  - 課税所得証明書又は非課税証明書（入居予定者全員分）
  - 給与所得の源泉徴収票、確定申告の（写）所得の収支を記載した明細書及び公的年金の源泉徴収票（該当する全ての書類を入居予定者全員分）
  - 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の写し（所持している人全員分）
  - その他（住宅賃貸借契約書の写し、現在の住宅の間取り図、他世帯の住民票、離職票・雇用保険受給資格者証、生活保護受給証明書、申込事由書等）
- }  個人番号利用申請により、添付を省略

家賃等計算 ※

障がい者裁量 ・ 高齢者裁量 ・ 子育て裁量

※ 所得合計	※ 控除合計	※ 差 引	※ 基準所得（月額）	※ 分 位	※ 予定家賃	※ 予定敷金